令和７年度第７回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年１０月１０日（金）午後３時３０分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請処理について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２４名）内農業委員出席１４名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	加瀬　明	3	平津　　清
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	欠　席	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	欠　席	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　１１番唐津　茂雄委員・１６番岩瀬　定雄委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

――――――　午後３時３０分開会　――――――

議　長　　それではただいまより、令和７年度第７回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号１１番唐津　茂雄委員・１６番岩

瀬　定雄の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号２番　　加瀬　明委員

議席番号３番　　平津　清委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小浜町２９２６番、登記簿地目畑、現況畑、地積８３３㎡外１筆合計地積１，７０２㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を小浜町、小浜簡易郵便局から三崎方面に３００m進み、右折し１６０m進み右折し３００m先を左折した１５０m先の右側です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のためです。譲渡人は、農業経営をしていないため、譲り渡します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通

作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、八木町８１０番、登記簿地目田、現況田、地積５２㎡外６筆合計地積３，７４２㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり、一部農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、八木町ヤマケイスタンドから４００m先を右折し、２００m進んだ左側外です。現在は、ダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、耕作地に隣接し、自宅から近いためです。譲渡人は、後継者がなく、高齢のため処分したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）
議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第１号の３
○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、諸持町５３７番の２、登記簿地目畑、現況畑、地積１，２３０㎡外１筆合計地積２，０６３㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、諸持町レインボーヒルズカントリークラブから２００m北に進み右折し、２０m先外です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のためです。譲渡人は、高齢で農業経営を継ぐ者がいないためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議　長　　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）
議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）
議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
（事務局朗読）
議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第４条の規定による転用の申請です。本件の申請人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、茶畑町１４９９９番１０、登記簿地目畑、現況畑、地積１，４０８㎡の内３０５㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、県道飯岡猿田停車場線を猿田方面に向かい、佐野農機から１００m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、住宅が建っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟１３２．０４㎡です。雑排水については、汚水、雑排水は南側側溝へ放流します。雨水は、自然浸透です。隣接農地は申請人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書　私は、先祖代々この地域に住んでいます。平成１１年３月に農業振興地域整備計画の変更手続きし、農家住宅を建てて現在まで住んでおりますが、今般、農地について調べたところ、農業振興計画の変更後には、農地法の許可申請も必要だったということがわかりました。私は、農業振興計画の変更の手続きが済めば、それだけで良いと思っていたため、農地法の許可申請もしなければいけなかったと、今回初めて知りました。今般農地法第４条の申請のため、いろいろと建築当時の書類を探しましたが、建物の平面図しか残っておらず、浄化槽などの詳しい図面は見つかりませんでした。当時の設計士・工事人はなくなってしまっており、確認することもできない状況です。このような状態ですが、急いで農地法第４条申請を提出しなければと思い、至った次第です。全く知らなかったとはいえ、大変申し訳なくお詫び申し上げます。今後このようなことがないよう注意いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の

ほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　平成１１年頃建築ということであるが、建築確認申請はあるのか

事務局　　担当課に確認して、後日お答えします。

○○委員　　周辺の土地はどうか。

事務局　　残地は農地です。茶畑町１４９９９番９は、宅地で申請人の所有です。

○○委員　　手前はレストランです。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第４条の規定による転用の申請です。本件の申請人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、茶畑町１４９８３番１１、登記簿地目畑、現況畑、地積１９５㎡です。申請の用途は、貸駐車場（４台）用地です。申請地の場所は、県道飯岡猿田停車場線を猿田方面に向かい、佐野農機から１１０ｍ先を左折し、３００ｍ先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場４台分５×４ｍが３台，５×３．５ｍが１台の合計７７．５㎡です。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地は申請人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。

申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置され

ることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１

○○委員　　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、台町１８６０番、登記簿地目畑、現況畑、地積４９５㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、台町県立銚子商業高校の正門から坂を８０ｍ下り、右折し８０ｍ進み、右折し４００ｍ進み右折し、６０ｍ進んだ左側です。現在はロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については、第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟木造平屋建建築面積１２０．４０㎡です。工期としては、令和７年１２月１日から令和８年４月１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。雨水については、浸透桝により地下浸透です。汚水、雑排水は公共下水道に排水します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、本城町３丁目１４９番５、登記簿地目畑、現況畑、地積２０８㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、本城町セブンイレブンの信号を右折し、１５０m進んだ左側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については、第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟木造平家建建築面積１０７．２３㎡です。工期としては、令和７年１２月１日から令和８年７月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書と融資証明書が添付されております。雨水については、地下浸透による宅内処理で、オーバーフロー分を市道側溝に流し処理をします。汚水、雑排水は公共下水道に接続し処理をします。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○○○株式会社代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、高田町１丁目６番１、登記簿地目田、現況田、地積７１８㎡外１筆合計地積９９１㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線旧道を東庄方面に向かい、高田町逆川地蔵入口の看板を左折し、７００m左折し、２０m進んだところです。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１８０枚・パワコン１０台を設置する予定で、工期としては令和７年１２月１日から令和８年８月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条

の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○○○株式会社代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、春日町１４３４番、登記簿地目田、現況田、地積９５５㎡です。申請の用途は、系統蓄電池施設用地です。申請地の場所は、春日小学校から大谷津方面に４３０m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、蓄電池システム２０台を設置する予定で、工期としては許可日から令和８年１０月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　蓄電池設備用地ということであるが、農地転用が可能か。

事務局　　許可権者であります海匝農業事務所に確認したところ、２種・３種農地であり、計画がしっかりしていれば可能とのことです。

○○委員　　蓄電池２０台設置とのことであるが、そもそも蓄電池とは、どのようなものか。

事務局　　発電所で発電された電力を充電してためておき、放電する大型の蓄電池です。発電所から、電気を使用する消費者へ電力を届ける電力系統に接続されます。役割としては、再生可能エネルギーの出力変動を吸収し、電力の安定供給と需給バランスの調整をします。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の５

○○委員　　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町有限会社○○○○取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、笠上町７１７６番１、登記簿地目畑、現況畑、地積１５５８㎡です。申請の用途は、宅地分譲６区画用地です。申請地の場所は、笠上町ウエルシア銚子笠上店から黒生町方面に３００m進み右折した住家の奥です。現在はロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、宅地分譲６区画１，１５２．５２㎡、通路５１０．９９㎡です。工期としては、令和７年１１月２０日から令和８年５月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、雨水、雑排水は公共側溝へ排出します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画

(案)ですので、順位１番から順位８番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から８番についてご説明申し上げます。

本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。設定者は、○○町○○○○外６名。被設定者は、○○町○○○○外６名。申請の地番・地積は、諸持町６３７番登記簿地目畑、現況畑、地積１，２７９㎡外田１筆、畑１５筆合計地積１６，６８２．５㎡です。その内容ですが、順位１番から８番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、田１筆、畑１６筆合計地積は１６，６８２．５㎡です。以上順位１番から８番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の６ページから９ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第７回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

午後４時５０分閉会

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員